

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年2月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900451号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900107号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年8月から平成15年5月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成15年5月1日とされているが、平成14年8月から同社に勤務していた。請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社から送付されたとする「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」における請求者の勤続期間が平成14年8月29日から平成18年8月26日までである旨の記載、請求者から提出された請求期間当時の預金通帳における給与振込の記載及び銀行から提出された預金取引明細により、請求者が請求期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成23年12月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主に照会したが回答を得られない上、請求者及び同社の同僚が請求期間当時の社会保険の事務担当者として名前を挙げた者は、既に亡くなっていることから、当時の同社における社会保険の取扱い及び請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時、A社で厚生年金保険に加入していた同僚のうち13人に照会し、3人から回答を得たが、オンライン記録によると、この3人について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、自身が入社したとする年月日より後になっていることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、当該同僚から入社当時の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料も得られなかった。

なお、上記の預金通帳等により、請求期間当時、給与が毎月振り込まれていたことは確認できるものの、請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料がない

ため、当該振込記録のみでは、A社の給与から請求期間における厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。